いじめ問題への組織的対応図

３Ｓ対応（早期対応、組織で対応、誠実に対応）

学校・家庭・地域からの児童の気になる情報

情報収集

情　報　を　得　た　教　職　員

担任 ⇄ 学年主任 ⇄ 生徒指導主事 ⇄ 特支CN ⇄ 養護教諭 ⇄ 副校長 ⇄ 校長

報　告　・　連　絡　・　相　談

校内いじめ問題対策委員会

1. 情報の共有と整理（正確に・迅速に）
   - 被害者からの詳細聴き取り
   - 周囲からの詳細聴き取り
   - 加害者からの詳細聴き取り
2. 「いじめ」かどうかの判断　※認知
3. 対応方針の確認
   - 加害者への指導
   - 集団への指導
   - 加害者、保護者への対応
   - 被害者、保護者への対応
4. 重大事態の場合
   - 直ちに教育委員会に報告
   - 犯罪の場合、警察に通報

⇄ 家　庭

⇄ 緊急職員会議

市教委速報

経過観察（児童・保護者）

問　題　の　解　決　　※３か月

関　係　機　関　と　の　連　携
・市保健福祉課　・児童相談所　・民生児童委員 ・人権擁護委員　・警察署